

安心安全マップ作成委託業務（板橋学区及び南浜学区）仕様書

1 委託業務名

安心安全マップ作成業務（板橋学区及び南浜学区）

2 目的

伏見区役所本所管内の次の地域において、区民と共に防犯や交通安全等の注意喚起場所を記載した安心安全マップを作成する。

安心安全マップの作成及び配布により、区民に安心安全に役立つ情報を提供して、区民一人一人の防犯に対する意識や知識を高めることを目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

4 本件業務委託の内容

(1) 安心安全マップ原稿データ作成

板橋学区及び南浜学区を合わせて1枚の安心安全マップ原稿データを作成する。

ア 下図（白地図等）データ作成

（自社作成，他社からの使用権利取得いずれも可）

イ 安心安全マップデータ作成

（ア） 記載する基本情報（防犯注意喚起場所等）は、原則、地域住民等の話合い（ワークショップ）や現地調査（まち歩き）に参加し、防犯や交通安全等の注意箇所について話し合うと共に、実際に現場を確認して得られた情報を基に作成する。

（イ） 作成する安心安全マップは、A2サイズ片面カラー印刷，又はA3サイズ両面カラー印刷のいずれかとし、屋外においても滲まない程度の対候性を持つものとする。なお，作成サイズは，今後開催される地域住民等の話合いにより決定する。

（ウ） 安心安全マップデータの作成に当たり，各複数回（5～10回程度）の校正を予定。

(2) 安心安全マップ印刷

完成した安心安全マップについて，次の部数を印刷する。

板橋学区分 6，600部

南浜学区分 6，800部

区役所分 1，000部

合計 14，400部

※ 納品の際は，2つ折りまたは4つ折りのうえで，学区ごとに分け，100部ごとに束ねて納品すること。

- (3) 地域住民等の話し合い（ワークショップ）、まち歩きのための物品の用意
 安心安全マップ作成について、地域住民等が参加し、話し合い（ワークショップ）やまち歩きを行う。その際に必要となる次の物品を用意すること。
- ア 安心安全マップ案（作成途中段階の安心安全マップ～それまでの話し合い等の結果を反映した、その時点で最新の案）
- イ 地域住民等用の飲料（お茶ペットボトル 500ml 程度）
- ウ 地域住民等用のクリップボード（A4版，横）を用意すること。
- ※ 地域住民等がまち歩きの際、気付いた事項等をアの安心安全マップ案に書き込む際に使用する。

<必要予定数>

	安心安全マップ案	飲料	クリップボード
話し合い（1回目）	10部	10本	
まち歩き	10部 （5部×2学区）	10本 （5本×2学区）	10枚 （5枚×2学区）
話し合い（2回目）	10部	10本	
合計	30部	30本	10枚

- (4) その他
 安心安全マップ等の仕様詳細について、契約後に変更となる可能性がある。
 なお、変更がある場合は、事前に受託者に相談する。

5 本件業務委託に係るスケジュール、納期及び納品物

(1) スケジュール

- ア 契約後、速やかに下図（白地図等）を作成し、本市に提出すること。
 なお、提出は、契約後10日以内を目安とする。
- イ 下図を基に、マップ作成エリアごとに地域住民等による話し合い（ワークショップ）（1回目）を実施する。その結果を基に地図上に記載候補の防犯や交通安全等の注意喚起場所を載せた安心安全マップ案を作成する。
- ウ 安心安全マップ案を基に学区ごとに地域住民等によるまち歩きを実施する。
- エ まち歩きを実施後、マップ作成エリアごとに地域住民等による話し合い（ワークショップ）（2回目）を実施し、最終的に記載する防犯や交通安全等の注意喚起場所を決定する。
- オ 本市との打合せや校正等を経た後、安心安全マップ原稿の最終原稿案を完成させる。
- カ 最終原稿案を基に、地域住民等に確認を行い、修正箇所があれば再度オによる本市との打合せや校正等を行う。
- キ カにおける本市との打合せや校正等の後、校了した原稿を印刷する。
 なお、印刷したマップの納品は、令和元年2月28日（金）頃を予定。

(2) 納品物

ア 安心安全マップについて、上記4の(2)の部数を印刷し、納品すること。

イ 印刷物の他に電子データ(p d f形式)を納品すること。

なお、スケジュールについては、契約後、受託者と伏見区役所で詳細な打合せを行い、調整及び確認を行う。

6 留意事項

(1) 実施体制の確保

受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。

(2) 権利の帰属

本業務の実施により得られた成果物は、本市に帰属する。

(3) 本市との連携

受託者は、本市の意見を業務に反映させること。

また、より良い事業となるよう積極的に関与・事業提案を行うこと。

(4) 再委託等の禁止

受託者は、本市の承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

(5) データ保護対策

「京都市個人情報保護条例」及び「京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規定」に準じたデータ保護対策を実施すること。

(6) その他

本業務を履行するに当たり、本仕様書に記載されていない事項、又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、受託者と本市とで協議を行うこととする。